

## 議案第73号

### 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

次のとおり法律上県の義務に属する特別児童扶養手当の支給に係る申請必要書類の交付遅延による損害賠償について和解し、及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成19年2月13日

鳥取県知事 片 山 善 博

#### 1 和解の相手方

倉吉市 個人

#### 2 和解の要旨

県は、損害賠償金50,750円を支払うものとする。

#### 3 事件の概要

鳥取県立中部療育園所属の職員が、和解の相手方に対して特別児童扶養手当受給に必要な診断書の交付を遅延したことにより、和解の相手方が当該手当を受給できなかったものである。